

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：35件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水脱塩装置再循環ポンプの点検時、冷却水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
2	2号機	残留熱除去海水系配管の点検時、サポート溶接の一部に割れが認められたため、当該部を修理	C	
3	2号機	原子炉建屋4階換気空調系局所空調機（HVH2-11）の点検時、シャフト径負荷側軸受部に摩耗が認められたため、シャフトを交換	D	
4	2号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（B）において、グランドリーク量の増加が認められたため、グランド部を点検・調整	D	
5	2号機	残留熱除去系（B）系トラスクーリングテスト弁上流側非破壊検査用プラグにおいて、リーク（5滴/秒）が認められたため、対応検討	B	
6	3号機	サービス建屋入口前のアーケード屋根に破損が認められたため、屋根を点検・修理	D	
7	3号機	換気空調系サービス建屋スイッチギア室電気品室冷凍機（A・B）において、「吐出圧力高」の警報が発生し、トリップ事象が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋モータコントロールセンタ（3A-1）において、地絡表示健全状態（T相）ランプの不点灯が認められたため、当該表示回路を点検	D	
9	3号機	タービン建屋補機冷却水熱交換器（B）海水入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	取水設備バースクリーンに海藻等の詰まりが認められたため、バースクリーンを点検・清掃	D	
11	4号機	廃棄物処理系フィルタ除染場純水供給ラインドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	放水口モニタにおいて、潮位変動による指示不良（ハンチング）が認められたため、当該モニタを点検	C	
13	4号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷凍機油タンクにおいて、安全弁配管のユニオン部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	取水設備バースクリーンに海藻等の詰まりが認められたため、バースクリーンを点検・清掃	D	
15	5号機	軽油タンクドレンサンプポンプの点検時、フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を修理	D	
16	5号機	硫酸第一鉄注入装置建屋の点検時、分電盤用電線管に腐食が認められたため、当該電線管を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	復水脱塩装置通葉再生運転時、光電管式検出器に動作不良（信号未出力）が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
18	5号機	主復水器細管洗浄装置（B）制御盤扉において、ガラスの破損及び扉の変形が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
19	5号機	制御棒駆動ポンプ吸込圧力指示計テスト弁において、ハンドル部にゆるみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）東側室において、配管貫通部より雨漏りが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	原子炉格納容器漏えい試験準備作業において、計装隔離弁（SV-256）の開閉表示用ランプの両点灯が認められたため、開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
22	5号機	廃棄物処理系フィルタスラッジサージポンプ吐出圧力指示計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
23	5号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクにおいて、「スラッジレベル高」の警報が発生したため、当該警報リミットスイッチを点検・修理	D	
24	5号機	廃液濃縮器（A）濃度計において、「廃液濃縮器（A）濃度高」の警報が発生したため、当該計器を点検・修理	D	
25	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（C）において、シール水のインリークが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
26	5号機	タービンバイパス弁機能検査時、検査要領書に誤記が認められたため、誤記を訂正後、検査を再開	D	
27	6号機	原子炉再循環系ポンプ（A）第2段シールキャビティにおいて、圧力の上昇が認められたため、対応検討	B	
28	6号機	原子炉建屋1階大物搬入口内において、非常扉より雨水の浸入が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
29	6号機	取水設備モータコントロールセンタの地絡継電器が動作したため原因を調査したところ、回転式スクリーン電動機にケーブル（赤相）の断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
30	6号機	タービン建屋1階において、北西付近の壁より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	6号機	タービン建屋地下1階北西気体廃棄物処理系ラインにおいて、貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	B	
32	6号機	苛性ポンプ室において、壁（塩化ビニール）及び雨どいに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
33	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液貯蔵タンク（A）において、サンプリングラインに詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
34	集中環境施設	雑固体焼却炉パレテーナ装置において、動作不良（上昇端位置検出不良）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
35	その他	海生物焼却設備脱臭炉において、排出ダンパに閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで